

【請求書様式その4】

請求日 令和4年 7月15日

(宛先) 習志野市長

施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設の施設等利用費

【 令和4年 4月～令和4年 6月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。  
 なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、習志野市内に居住すること。
2. 実際に利用していることを習志野市が対象施設等利用費の審査に当たり、次の事項に同意します。
3. 利用料の支払い状況を習志野市が対象施設等利用費の審査に当たり、次の事項に同意します。
4. 課税状況を習志野市が確認すること。

施設で証明された「特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証」の「認定保護者」と同じ方の氏名を記入してください。  
 ※請求者の氏名は訂正が不可となります。記入の誤りがあった際には、新たな請求書に書き直しをお願いいたします。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	ナラシノ タロウ	印	認定子どもと続柄	父	生年月日	昭和60年 1月 1日
氏名	習志野 太郎				現住所	習志野市鷺沼2-1-1 電話：047-451-1151

必ず請求者の印を押印してください。  
 ※押印がない場合は、再度提出となります。

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

法第30条の4の認定種別	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	フリガナ	ナラシノ イチロウ
生年月日	平成28年 5月 5日	氏名	習志野 一郎
令和4年 4月 1日～令和4年 6月30日の間の住所			
<input checked="" type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出			
上記で転入または転出に該当した場合			

請求する利用した月の初日から月末までを記入し、その間の住所について当てはまる箇所にしてください。

3. 償還払いの振込先を記入して下さい

金融機関名	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
習志野 銀行・信用金庫 津田沼 支店	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
出張所	口座名義(カタカナ)	ナラシノ キラコ

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出して下さい

上記1で記入した請求者の口座を記入してください。  
 請求者が父で、振込先を母とする場合は委任状が必要です。

4. 利用した認可外保育施設を記入して下さい

フリガナ	チバナラシドエン	所在地	習志野市東習志野1-1-1 電話：047-451-0001
① 施設名	千葉ならしど園		
契約している利用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 定期利用(月極) <input type="checkbox"/> 臨時利用		
フリガナ		所在地	〒 電話：
② 施設名			
契約している利用形態	<input type="checkbox"/> 定期利用(月極) <input type="checkbox"/> 臨時利用		

裏面も必ず記入してください。

<裏面も記入して下さい>

5. 認可外保育施設の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入してください。

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a) ※2	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)に支払った月額合計利用料 (b) ※2	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d) ※3	請求額 (cとdを比較して小さい方)
令和4年4月	a 70,000 円	b 円	c 70,000 円	d 37,000 円	37,000 円
令和4年5月	a 80,000 円	b 円	c 80,000 円	d 37,000 円	37,000 円
令和4年6月	a 85,000 円	b 円	c 85,000 円	d 37,000 円	37,000 円

請求金額  
上記3か月分合計  
111,000 円

施設からもらった「特定子ども・子育て支援提供証明書及び領収証」の※2の金額を記入してください。認可外保育施設利用分は(a)欄に、一時保育利用分は(b)欄に記入してください。

※2 上記で記入した利用証明書等をすべて添付

子ども・子育て支援提供

※3 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は異なります。

- ・月途中で認定期間が終了する場合、  
または別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000円
- ・月途中で認定期間が開始される場合、  
または別の市町村から転入した場合の限度額：37,000円

請求金額(合計)の訂正は不可となります。記入の誤りがあった際には、新たな請求書に書き直しをお願いいたします。